

○平成21年度の農地法改正法により、標準小作料制度は廃止となりました。
以後は、農業委員会が地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供をしています。

○ここに示している金額については、あくまでも参考となっております。
実際の契約を拘束するものではありませんのでご注意ください。

令和8年3月5日

西条市賃借料情報（現況地目による）

※ 令和7年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料水準
（10aあたり）

1 田（水稻等）の部

	平均額	最高額	最低額	データ数
西条地区	26,000円	35,700円	8,500円	789筆
東予地区	13,000円	25,600円	4,700円	734筆
丹原地区	11,300円	19,000円	4,100円	311筆
小松地区	28,400円	34,100円	10,000円	185筆
西条市平均 （データ数合計）	21,700円	—	—	2,019筆

2 畑・樹園地の部（市全体）

	平均額	最高額	最低額	データ数
畑	8,200円	20,000円	4,000円	93筆
樹園地	5,800円	9,300円	5,000円	11筆

- 1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- 2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、玄米60kg当たり34,100円で換算している。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位で表示している。
- 4 西条市平均の平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値である。

《参考》

令和7年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における使用貸借（無償）の割合は34.1%（1,298筆）である。